

# 令和8年度加東市介護老人保健施設ケアホームかとう 給食業務委託（長期継続契約）プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本実施要領は、令和8年度加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託（長期継続契約）の優先交渉権者を選定するためのプロポーザルの実施に関し、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託（長期継続契約）

### (2) 業務目的

療養及び介護の一環として、加東市介護老人保健施設ケアホームかとうの入所者等に安全かつ安定的に給食を提供することで、体調の維持管理をし個々の栄養状態を向上させることを目的とする。

### (3) 業務内容

加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託（長期継続契約）基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）及び加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託（長期継続契約）標準作業基準に掲げる業務

### (4) 委託期間

令和8年12月1日から令和11年11月30日まで

契約締結日の翌日から令和8年11月30日までを準備期間とし、その間の委託料は発生しないものとする。

## 3 委託料の限度額

(1) 委託料の限度額は、次のとおりとする。

<委託料の限度額> 72,864千円（消費税及び地方消費税を含む。）

<内 訳> 令和8年度 8,096千円（4か月分）

令和9年度 24,288千円（年額）

令和10年度 24,288千円（年額）

令和11年度 16,192千円（8か月分）

（長期継続契約に係る特約）

翌年度以降における委託料の予算の金額について、減額又は削除があった場合はこの契約を変更又は解除することがある。なお、これにより、加東市が契約を解除し、受託者に損失が生じた場合は、受託者はその損失の補償を請求できるものとする。

(2) 加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（平成27年加東市条例第26号）を適用する。

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5 参加資格

令和8年度加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公告日現在において、令和8年度加東市指名競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）で役務提供の登録をしている者であること。ただし、当該登録を行っていない者であっても、次に掲げる書類を提出し、加東市入札参加資格者としての基準を満たすことが認められる者にあつては、本プロポーザルに限り当該登録を行っていない者と同様の資格があるとみなす。
  - ① 登録登記事項証明書又は履歴事項全部証明書
  - ② 取引先一覧及び会社概要
  - ③ 財務諸表（直近1年）法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
  - ④ 直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税の未納が無いことが確認できる納税証明書：その3の3）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書
  - ⑤ 印鑑証明書（証明年月日が参加申込書兼誓約書提出前3か月以内のもの）
- (2) 参加申込期限日において、加東市の指名停止基準に基づく指名停止を受けておらず、同基準に基づく指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく加東市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 公告日現在で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年加東市条例第22号）第2条（第4号を除く。）に規定するものでないこと。
- (6) 令和2年度以降に50床以上の高齢者施設、医療機関において給食業務を元請けで受託し、3年以上継続して履行した実績を有すること。
- (7) 災害危機等の際でも委託業務を遂行できるよう、公益社団法人日本メディカル給食協会と代行保証契約を業務開始日までに締結が行える者であること。

## 6 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、加東市病院事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の判断により適宜調整することがある。

内 容	日 程
1. 募集開始（公告）	令和8年5月13日（水）
2. 参加申込書兼誓約書等出期限	令和8年5月27日（水）

3. 参加資格審査結果通知	令和8年6月2日(火)
4. 現場確認 ※日程調整の上、決定する	令和8年6月8日(月)～ 令和8年6月15日(月)
5. 質問書提出期限	令和8年6月15日(月)
6. 質問書に対する回答期日	令和8年6月22日(月)
7. 企画提案書等提出期限 辞退届提出期限	令和8年7月8日(水)
8. 一次審査結果通知	令和8年7月15日(水)
9. 二次審査(プレゼンテーション)	令和8年7月29日(水)
10. 二次審査結果通知	令和8年8月5日(水)

## 7 参加申込書兼誓約書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込書兼誓約書等を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年5月27日(水) 17時15分まで(必着)

### (2) 提出書類及び部数

提出書類	様式等	部数
①参加申込書兼誓約書	様式1	各1部
②会社概要	任意	
③業務受託実績一覧表	様式2	
④434円分の切手を貼付した長形3号の返信用封筒(返送先を記入したもの)	—	
以下、⑤～⑨は、参加資格者名簿の役務提供に登録されていない者に限る。	—	
⑤登録登記事項証明書又は履歴事項全部証明書	原本	
⑥取引先一覧	任意	
⑦財務諸表(直近1年) 法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	原本	
⑧納税証明書 直近年度の国税(法人税並びに消費税及び地方消費税の未納が無いことが確認できる納税証明書:その3の3)、都道府県税(事業税及び都道府県民税)及び市町村民税すべての納税証明書	写し	
⑨印鑑証明書(法人代表者印) (証明年月日が参加申込書兼誓約書提出前3か月以内のもの)	原本	

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合、加東市の休日を定める条例（平成18年加東市条例第2号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く8時30分から17時15分まで）

(4) 提出先

〒673-1451 兵庫県加東市家原130番地  
加東市介護老人保健施設ケアホームかとう 担当：吉田  
電話番号 0795-42-5177（直通）

## 8 参加資格審査結果の通知

- (1) 担当課（病院事業部総務課）において、参加資格に関する審査を行う。
- (2) 参加資格審査結果通知は令和8年6月2日（火）付けで書面（郵送）により送付する。
- (3) 参加資格を有しないと認められた者は、通知文を発送した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求めることができる。加東市は、当該参加者から説明の求めがあったときは、速やかに書面により回答する。  
提出方法及び提出先は、7(3)及び(4)に同じとする。

## 9 現場確認

参加資格を有する者は、現場を確認することができるものとする。希望する者は令和8年6月12日（金）12時までに、7(4)に電話連絡を行い、日程調整をすること。なお、現場を確認することができる期間は、令和8年6月8日（月）9時から6月15日（月）17時までとする。

## 10 質問の受付及び回答

本業務に関する質問は、参加資格を有する者が次のとおり行うことができる。

質問に対する回答は、参加資格を有する者に対し、令和8年6月22日（月）に電子メールで行う。なお、質問者名は明記しない。

- (1) 提出期限 令和8年6月15日（月）17時15分まで
- (2) 提出書類 質問書（様式3）
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 加東市介護老人保健施設ケアホームかとう  
carehome@city.kato.lg.jp
- (5) その他 メール送信後に、電話により到達の確認を行うこと。

確認先：加東市介護老人保健施設ケアホームかとう 担当 吉田  
電話番号 0795-42-5177（直通）

## 11 企画提案書等の提出

参加資格を有する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月8日（水）17時15分まで（必着）

(2) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	部数
①企画提案書	任意	正本 1 部 副本 7 部
②見積書		正本 1 部
③返信用封筒	4 3 4 円分の切手を貼付した長形 3 号の返信用封筒 (返送先を記入したもの) 2 通	

(3) 作成方法 「加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託(長期継続契約) 企画提案書作成要領」のとおり

(4) 提出方法 持参又は郵送

(持参の場合、休日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで)

(5) 提出先 7 (4)に同じ

## 1 2 一次審査 (書類審査)

(1) 審査内容

- ① 提出された企画提案書及び見積りを審査基準によって書類審査を行い、二次審査に進む上位 3 者を選定する。
- ② 前項の規定にかかわらず、企画提案書等を提出した者が 3 者以内である場合は、失格事項に係る審査のみを担当課が行い、失格とならなかったすべての者が二次審査に進むものとする。
- ③ 一次審査は、上位 3 者を選定するためののみ行い、一次審査の評価点は、二次審査に加算しないものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、令和 8 年 7 月 1 5 日 (水) 付けで書面により通知する。

※ 二次審査対象とならなかった者は、通知文を発送した日の翌日から起算して 7 日 (休日を除く。) 以内に書面 (任意様式) により説明を求めることができる。加東市は、当該参加者から説明の求めがあったときは、速やかに書面により回答する。  
提出方法及び提出先は、7 (3) 及び(4)に同じとする。

## 1 3 二次審査 (プレゼンテーション)

(1) 実施日 令和 8 年 7 月 2 9 日 (水)

(2) 審査内容

- ① 委員会において、一次審査を通過した提案者から提出された企画提案書等についてプレゼンテーションにより審査基準に基づく審査を行う。
- ② 1 提案者当たり、プレゼンテーション 3 0 分以内、質疑応答 2 0 分程度とし、入退室及び機器準備等を含めて 6 0 分以内とする。
- ③ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ④ 二次審査は、非公開とする。

### (3) 選定手順

- ① 評価点が最も高い提案者を優先交渉権者とし、次順位の提案者を次点者とする。ただし、評価点が同じ提案者が複数あった場合は、基本的な項目の評価点の高い者を上位とし、この項目においても評価点が同じ場合は、見積金額の低い提案者を上位とする。これによっても差がない場合は、くじ引きにより選定する。
- ② 提案者が1者の場合であっても二次審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その提案者を優先交渉権者とする。
- ③ 提案者の評価点が満点(審査委員数×100点)の6割を超えない場合は不調とし、改善事項を書面により提出させ、再度委員会を開催し、審査するものとする。

### (4) 結果通知

結果通知については、書面により行う。

- ※ 優先交渉権者とならなかった者は、通知文を発送した日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に書面(任意様式)により説明を求められることができる。加東市は、当該参加者から説明の求めがあったときは、速やかに書面により回答する。提出方法及び提出先は、7(3)及び(4)に同じとする。

ただし、審査結果についての異議は一切受け付けない。

### (5) その他

- ① 二次審査に参加できる者は、本事業の従事予定者(主たる担当者を含めて3名以内)とする。
- ② プレゼンテーションにおいて、パソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備すること。(プロジェクター及びスクリーン、HDMIケーブルは加東市で準備する。)
- ③ 当日の追加資料の配布は認めないものとする。ただし、加東市が追加資料の提出を求めたものについては、この限りではない。

## 1.4 失格事項

- (1) 提出期日を過ぎて提出された場合
- (2) 実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案する見積額が、委託料の限度額を超える場合
- (5) 審査の透明性・公平性を害する行為がある場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査規定に反する行為があった場合

## 1.5 その他

- (1) 参加申込書兼誓約書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式4)を期日までに持参又は郵送により提出すること。提出先は7(4)に同じとする。なお、参加を辞退したことを理由として、今後、加東市が行う業務において不利な取り扱いをすることはない。
- (2) 契約の締結に当たっては、加東市と優先交渉権者とで細部について調整を行い、条件を協議の上、契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の記載があっ

たとき又は協議が不調となったときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。

- (4) 企画提案の手續に関する書類等の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。また、本プロポーザルに対する報酬は支払わない。
- (5) 提出された書類は、審査、説明等のためにその写しを作成し、加東市が使用することができるものとする。
- (6) 提出期限（加東市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (7) 本実施要領に関する情報は、原則として、加東市のホームページにおいて公表する。

## 1 6 情報公開及び提供

- (1) 委員会の会議は、非公開とする。審査結果は、加東市のホームページにおいて公表する。
- (2) 受託者から提出された書類（企画提案書を含む。）は加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号）の規定に基づき公開する。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の参加者から提出された提出書類を含む。）は、同条例の規定に基づき公開することがある。

## 1 7 問合せ先

〒673-1451 兵庫県加東市家原 130 番地

加東市介護老人保健施設ケアホームかとう 担当：吉田

電話番号 0795-52-5177

F A X 0795-42-6635

E-mail carehome@city.kato.lg.jp

別表

令和8年度加東市介護老人保健施設ケアホームかとう給食業務委託（長期継続契約）  
 プロポーザル審査基準

1 選定方法

業者選定は、提案内容及び見積書の評価に基づいた総合評価方式で行う。

2 評価方法

各評価基準の配点の上限は下記のとおりである。

(1) 一次審査

審査項目	評価項目	評価点
(1) 業務実績	①高齢者施設及び医療機関における給食業務委託の受託実績	20点
(2) 業務体制	①正職員の人員配置、資格	20点
	②人員配置及び指揮命令系統、1日のスケジュール内容等（正社員、パート等の配置、勤務シフトなど）	
(3) 予算に対する見積額	①提出された給食業務委託見積額	10点
合 計		50点

(2) 二次審査

審査項目	評価項目	評価点
基本的な項目	①療養（一般食、療養食、アレルギー食）と介護の一環（季節の献立、行事食）としての給食に関する考え方及び取り組み内容	25点
	②食欲不振や嚥下不良等の個別対応、食材の加工（ミキサー食、きざみ食、あんかけ食など）や栄養補助食品についての考え方及び取り組み内容	
業務に関する項目	①厨房や食材の衛生管理体制	20点
	②食品管理（食材確保の考え方、地産地消、生産者情報等の公開）や調理工程等における食品衛生管理体制	
	①専門職を含む従業員の定着率向上に関する施策	20点
	①設備等の管理、緊急事態への対応及び連絡報告体制	15点
①技術及びモラルの向上並びに接遇、安全管理研修（感染防止対策等）	5点	
①給食業務に関するさらなる提案事項	5点	

見積に関する事項	(7) 予算に対する見積額	①提出された給食業務委託見積額	10点
	合 計		100点

※ 上記の項目（見積金額は除く）については、次の6段階評価により評価点を計算する。

[特に良い] 評価点×1.0 [良い] 評価点×0.8 [普通] 評価点×0.6

[やや劣る] 評価点×0.4 [劣る] 評価点×0.2 [提案なし] 0点

※ 予算に対する見積額については、次のとおり評価点を計算する。なお、小数点未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

評価点 = 10点 × (最低提案価格 / 当該提案価格)